

不育症治療の助成について

東海村

不育症は妊娠しても流産や死産をくりかえしてしまう場合をいいますが、近年適切な治療により出産にたどりつくことがわかってきました。しかし治療の多くは保険適用外であるものが多く高額な医療費がかかります。村では、不育症治療を受けている方の経済的負担軽減のために、治療費の一部助成をしております。

1. 対象となる治療

保険適用外の不育症の検査及び治療

※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等は助成対象外

2. 対象となる方

- 法律上の婚姻をしている方
- 夫婦両方又はいずれか一方が1年以上村に住所を有している方

3. 助成金額等

- 不育症治療にかかる保険適用外の検査及び治療に要した費用の1/2を助成
- 1人につき年間15万円、5年間を限度

4. 申請方法

次の書類を添えて保健センターに助成金の申請をしてください。

- ① 不育症治療費助成金交付申請書
- ② 不育症治療医療機関証明書
- ③ 医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書
- ④ 健康保険証の写し

■ 助成金は口座振替のため、申請時に、印鑑と口座番号のわかるもの(通帳等)をご持参ください。

※①と②は保健センターに備えてあります。
東海村のホームページからダウンロード可能です。

問い合わせ先

〒319-1112
茨城県那珂郡東海村村松2005
東海村 福祉部 健康増進課
(東海村保健センター)
TEL.282-2797 FAX.282-2705

東海村役場ホームページ
<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>
E-mail ✉ hoken-c@vill.tokai.ibaraki.jp